

事務連絡

令和7年8月20日

社会福祉法人神奈川県共同募金会  
市区町村支会事務局長様

社会福祉法人神奈川県共同募金会  
事務局長 中島孝夫

### 「令和7年8月豪雨義援金(熊本県)」の募集について(通知)

標記義援金の取り扱いにつきまして、熊本県共同募金会では、義援金の受け入れ口座を開設することになりました。

つきましては、県民から義援金に関する照会がありました際は、下記によりご対応くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### [標記義援金取り扱い]

##### 1. 義援金受付期間

令和7年8月13日(水)～令和7年10月31日(金)

##### 2. 義援金受入口座等

別添「令和7年8月豪雨義援金(熊本県)募集要綱(第2版)」をご参照ください。

##### 3. 義援金の取り扱い

この義援金は、所得税法および法人税法で定める「国または地方公共団体に対する寄付金」に該当します。「金融機関の振込金受領書」または「当該共同募金会が発行した領収書」により税制優遇を受けることができます。

なお、貴会に直接持参された義援金は、「免税領収書」発行希望の有無により次の通りお取り扱いください。

#### (1) 寄付者が「免税領収書」の発行を希望しない場合

◆領収書の発行 … 寄付者に対して「支会用領収書(“募金種別欄”に標記義援金名明記)」を発行してください。

◆会計処理について … 支会の会計上、必ず収入・支出処理を行ってください。

【受入】 事業活動による収支⇒災害義援金収入⇒他県受入災害義援金収入

【支出】 事業活動による収支⇒災害義援金支出⇒他県災害義援金送付金支出

◆送金先 … 別添要綱に記載の「熊本県共同募金会」指定口座に送金してください。

## (2) 寄付者が「免税領収書」の発行を希望する場合

◆領収書の発行 … 寄付者が「免税領収書」（法人税・所得税関係）の発行を希望される場合は、後日、当該共同募金会よりを直接寄付者に領収書をお送りしますので、別添「領収書希望者名簿」を本会にお送りください。

なお、寄付者から「仮領収書」の発行依頼があった場合は、「支会用領収書（“共同募金領収書” 末尾に（仮）と記載/ “募金種別欄” に標記義援金名を明記）」を発行してください

◆会計処理について … 支会の会計上、必ず収入・支出処理を行ってください。

【受入】 事業活動による収支⇒災害義援金収入⇒他県受入災害義援金収入

【支出】 その他の活動による収支⇒法人内部間取引支出⇒県共募への支出(義援金)

◆送金先 … 本会指定口座に送金してください。

▽「免税領収書」発行希望者のみの義援金受入口座

金融機関	:	横浜銀行	横浜駅前支店
口座番号	:	普通預金	1 2 1 3 1 1 4
口座名義	:	社会福祉法人神奈川県共同募金会	

[本件照会先:神奈川県共同募金会 細川 TEL045-312-6339 Fax045-313-2529]